

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター開放型病床運営協議会規則

(目的)

第1条 本規則は、名古屋市医師会が定める「名古屋市医師会病診連携システム開放型病床利用要領」に基づき、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター開放型病床運営協議会(以下「運営協議会」という。)を開催して開放型病床の円滑な運用に必要な事項を定める。

(運営協議会の構成)

第2条 運営協議会の委員は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センターの病院長を含む5名(病院長、地域医療連携室長、看護部長、管理部長、管理課長)と名古屋市近隣5区医師会(北区、西区、守山区、中区、東区)および西名古屋医師会の代表各1名、愛知県医師会地域医療連携担当理事1名、名古屋市医師会医療連携担当理事1名、北区歯科医師会代表1名、北区薬剤師会代表1名とする。

2 運営協議会に委員長1名、副委員長1名を置く。

3 委員長には、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター病院長を充てる。

4 副委員長には、名古屋市北区医師会代表者を充てる。

5 委員長は、運営協議会を総理し、委員長に事故ある時にはその職務を副委員長が代務する。

6 委員の任期は2年とするが再任は妨げない。また、在任期間のあるものについてはその在任期間とする。

7 運営協議会の事務局は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター地域医療連携室に置く。

(運営協議会の開催)

第3条 運営協議会は定例会のほか、随時に開催できる。

2 定例会は、原則として年1回開催する。

3 随時の開催は、委員からの開催要請に基づいて委員長が必要と認めた場合とする。

4 運営協議会の開催にあたり、委員長は必要に応じて病院、登録医、名古屋市医師会の関係者をオブザーバーとして招請することができる。

(その他)

第4条 本規則に定めのない事項については、運営協議会に諮り、これを協議するものとする。

附 則

この規則は、平成 26年 1月 27日から施行する。

この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。(名称変更に伴い改定)